



協議書

杉並区（以下「区」という。）と杉並区障害者団体連合会（以下「連合会」という。）は、「杉並区立和田障害者交流館及び杉並区立高円寺障害者交流館運営管理委託契約」の「日常清掃業務」に従事していた清掃員（以下「清掃員」という。）に対し、東京都最低賃金以上の賃金を支払っていなかった事案（以下「本事案」という。）について、本協議書を締結する。

（目的）

第1条 区は、本事案について実施した第三者調査の結果を受け、自らの責任について、法的責任がないとは言い切れないが、道義的責任があることは明らかであるとの結論に至った。これに伴い、本事案に対する区の責任を果たすため、連合会が清掃員に対し、令和4年7月1日から令和7年3月31日までに支払っていた金額と東京都最低賃金額との差額（以下「未払い賃金額」という。）について、区が一部を負担するものとする。

（負担額）

第2条 区の負担額は、未払い賃金額の2分の1に相当する額とし、1円未満に端数が生じる場合は、それを切り捨てた額とする。

（支払方法）

第3条 未払い賃金額は、連合会から清掃員への支払いが完了していることから、第2条で定める負担額を区が連合会に支払うものとする。

2 区は、本協議書の取り交わし及び区の当該経費に係る予算の成立後に、連合会からの請求に基づき、連合会が指定する口座に1回で支払うものとする。

（その他）

第4条 本協議書は、前条第2項に規定する予算の成立をもって、効力を生ずる。

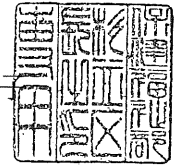
2 本協議書に定めていない事項又は疑義が発生した場合には、区及び連合会が協議のうえ、誠意を持って解決に努めるものとする。

本協議書締結の証として、区及び連合会が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年1月6日

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長 岸本 聡子



杉並区高円寺南二丁目24番18号

杉並区障害者団体連合会

会長 永田 直

